

仕様書

1 品名

冷暖房機

2 数量・規格

全ての館において、室外機及び室内機を取替を行うものとする。

(1) 新規設置機種（取付工事を含む）

次のいずれかもしくは同等能力以上の後継機とする。

児童館名	東芝	ダイキン
仁保児童館	GCSB16014MUB	SZRH160BYD
大河児童館	GCSA0813JMUB	SZRH80BYV
東雲児童館	GCSA16014MUB	SZRH160BY
青崎児童館	RAS-5625T	S565ATEP-W

※上記型式は標準機種の型式を記載

※液晶ワイヤードリモコン1式（仁保児童館・大河児童館・東雲児童館）、ワイヤレスリモコン（青崎児童館）を含むものとする。

(2) 既設機種（更新対象）

児童館名	部屋	数量	動力	冷房能力	特記事項	取替対象
仁保児童館	3階 教室クラス	1式（ツイ ンタイプ）	不明	不明	天吊型	室内機：ダイキン 不明 室外機：ダイキン RZRP160BB
大河児童館	1階 教室クラス	1式 (2台)	不明	不明	天吊型	室内機：ダイキン 不明 室外機：ダイキン RZYPBBAV
東雲児童館	1階 遊戯室	1式 (1台)	不明	不明	天吊型	室内機：ダイキン 不明 室外機：ダイキン RZRP160BD
青崎児童館	1階 工作室	1式 (1台)	単相 200V	5.6KW	壁掛型	室内機：東芝 RAS-B566D 室外機：東芝 RAS-B566D

(3) 新規設置機種の取付方法

- ① 室内機は既設位置に設置し、専用取付金具等で強固に固定すること。
- ② 天吊りの場合は天井内を確認して室内機を強固に固定すること。また、必要に応じて天井点検口を設置し、天井材の補修等がある場合は施行者負担で行うこと。
- ③ 室外機は既設位置に設置し、必要に応じて新規増床及び専用架台（SUS製）を使用すること。
- ④ 室外機の設置にあたっては、児童生徒の安全確保のため、必要に応じて新設または既設フェンスを拡張し、転倒防止金物（SUS製ワイヤー等）を使用し、室外機を強固にフェンス内に固定すること。
- ⑤ 既設の配管等が利用できる場合は利用してもよい。
- ⑥ 新規配管の場合は窓貫通パネル及びダイヤ穴あけにより穴貫通を行うこと。その場合、室内・室外にかかわらず、配管等の露出部分はスリムダクト（樹脂製カバー）を使用し、ドレン管は、スリムダクト内に収納することを基本とすること。ただし、これが不可能な場合、結露防止層付塩ビ管（ACドレン）等で施工すること。
- ⑦ 新規冷媒配管保温厚はガス管 20mmにて施工とすること。
- ⑧ 指定する場所に液晶ワイヤードリモコンを設置し、配線についてはモールで隠蔽すること。
- ⑨ 稼働に必要な追加電源工事（分電盤の新設、配管・配線、延長等）の必要があれば、それらの工事を含むものとする。

(4) その他

- ① 見積書を提出しようとするものは、事前に現地（設置状況、分電盤、電源等）を確認すること。その際、事前に児童館に連絡し、日程調整を行ってから現地確認すること。

- ② 設置にあたっては、職員の指示に従い業務に支障のないように配慮すること。また、作業日は小学校及び児童館と協議して決定すること。
- ③ 空調設備には標準装備品を含むこと。
- ④ 納品する製品は新品とし、メーカー発行の保証書を添付すること。
- ⑤ 機器設置後の不要物（梱包材等）については、回収し適切に処分すること。
- ⑥ 設置に係る必要部材の調達や梱包材等の廃棄については施行者負担とすること。
- ⑦ 納品報告には取り外した機器、および施工並びに設置写真を添付すること。
- ⑧ 従前設置してあった既設取替機器については取り外して搬出・処分を行うこと。
- ⑨ 既設機器を取り外した後に設置痕等が残る場合は適切に養生等の処理を行うこと。
- ⑩ 現地において、上記仕様以上に付帯工事が必要な場合は別途協議を行う。

3 納入場所

児童館名	住所	電話番号
仁保児童館	広島市南区仁保新町二丁目8番12号	082-281-5034
大河児童館	広島市南区旭一丁目5番25号	082-250-4565
東雲児童館	広島市南区東雲本町二丁目11番2号	082-282-7013
青崎児童館	広島市南区青崎一丁目12番7号	082-285-2965

4 納入期限

令和8年2月27日（金）

5 納品検査

設置に際しては職員立会いのうえ実施し、設置後は試運転を行い良好な状態で検査を受けること。併せて、十分な取扱い説明を行うこと。

6 保証

保証期間は、原則として本品受領後1年間とする。ただし、納入者（又は製造者）の責任に属する不良箇所が生じた場合は、期間を問わず無料で修理又は良品と取替えるものとする。

7 既設品の処分

既設物品の撤去、処分の際は、リサイクル法に基づく処理及び産業廃棄物・フロン回収破壊法に基づく処理を確実にし、リサイクル券の排出者控又は、産業廃棄物管理票やフロンガスの回収証明書等のマニフェスト（「E票の写し」まで）を発注者に提出すること。

8 その他

本件に関する疑義が生じた場合又はこの仕様に定めのない事項で必要な措置があれば、ただちに本市担当者に連絡し協議のうえ決定するものとする。

9 問合せ先

広島市南区役所市民部地域起こし推進課 担当 埴岡（電話 082-250-8935）